

植物学教室

本紙報道に抗議

回答内容を紙上公開

2003年7月1日
京都大学新聞

本紙二〇〇三年六月十六日の報道に対し、植物学教室・長谷あきらの主任から二〇〇三年七月九日付けで同教室名義の抗議文を受け取った。本紙は以下に、植物学教室からの抗議文を全文掲載するとともに、本紙の回答内容をここに明らかにする。

植物学教室長谷あきら教授以下関係者に取材活動を一切せず、名前を出しその発言・行動と思われることを報じた行為について、京都大学新聞社として報道手続きに問題があったと考えている。「ジャーナリズムの基本を逸脱したものと云わざるをえない」という指摘通り、今回の報道はその意味では軽率であったと認識している。

しかし、「記事の訂正を求める」との要求には応えない。報道内容に問題があったとは我々は考えていないからである。以下に、植物学教室から提示された二点について、本紙の主張として、回答内容をあげる。

一、抗議文にある「組合関係者の名前を連絡してもらいたい」との要求に応えることは、ニュースソースの秘匿はメディアとして当然の義務であることから、拒否する。弊紙が取材したところ、組合関係者は今年二月七日、単独で岡田教授の研究室に向き、植物園園丁・中島和秀氏の雇用問題について三十分ほど話した。その際植物園園丁・中島和秀氏の解雇の理由として岡田教授がまず「仕事をしないから」と述べ

ただため、その仕事とは何かと指摘する。それは樹木伐採だと岡田教授は述べた話した。

また抗議文には、「法人化の問題もあり、植物園の利用状況とそれに見合った植物園の管理内容を再検討することが必要となったために、従来通りの雇用を約束することは困難になったことが理由のすべて」とあるが、来年四月からなされる法人化を解雇する理由とするなら、なぜ今年二月に中島氏に解雇を言い渡したのであるか。今年月十五日にあった長尾尾総長による法人化説明会では、総長は「法人化に際しても（非常勤職員に）これまでと同じ雇用条件を確保する」と話している。

今回の雇用問題が法人化を理由にするというなら、法人化にあたっての植物学教室の方針そのものが問題だと考える。理学部教授会と植物学教室が中島氏の雇用問題について報告する際、法人化などへの言及はなく、樹木伐採の指示に従わないという話に終始していただとの証言も理学部教授より得ている。

事実、植物園にはもちろん一人園丁がいるが、その園丁と中島氏は仕事内容は

同じであるにも関わらず、解雇通告を受けしていない。その園丁と中島氏の相違点はただ一つ、植物園の樹木伐採命令に従ったか否かであると考えられ、そこが雇用問題の焦点になっていると見るのが妥当であろう。

以上が、質問に対する京都大学新聞社の見解である。

二、抗議文では、植物学教室は伐採計画とその手続きについて、問題はないと明言している。しかし、京都大学新聞では取材の結果、その主張は認めがたいと判断した。

理学部動物学教室主任・堀道雄教授によると、動物学教室は植物園の管理運営に関する検討についての要望書を理学部研究科長に提出する動きまで一時起こしている。堀教授は伐採の際に影響を受ける可能性のある利用者に対する通知はなく、間接的な情報、つまり今回植物学教室から解雇される恐れがある中島和秀氏によって知ったと話している。この点に関しては、植物学教室の公式見解（URL：http://smb.bot.kyoto-u.ac.jp/documents/bg_maintenance.html）にある「事前

2003年6月16日付け京都大学新聞の第一面に掲載された「植物学教室の独善的措置か」云々の記事について、一方の当事者である植物学教室関係者に事前に何らの取材活動をする事なく報道をおこなった貴社の行為は、ジャーナリズムの基本を逸脱したものと云わざるをえない。強くこれに抗議し記事の訂正を求め、また、以下の2点について7月25日までに責任ある回答を求め、

1. 「中島氏は伐採に反対したことで、植物学教室によって解雇される恐れが濃厚になっている」とあるが、これは、法人化の問題もあり、植物園の利用状況とそれに見合った植物園の管理内容を再検討することが必要になったために、従来通りの雇用を約束することは困難になったことが理由のすべてであり、樹木伐採に関する中島氏の個人的な意見とは全く関係がない。「岡田教授は「樹木伐採という仕事をしないから解雇する」と説明したという」との記述は事実と反する。岡田教授はこのような理由を述べたことはない。記事では組合に対して述べたと書かれているが、この組合関係者の名前を連絡してもらいたい。
2. 「伐採によって研究に支障が出た疑いもある」とあるが、植物学教室にそのような具体的な苦情は寄せられていない。また、「樹木伐採を関係者に十分告知しないまま、伐採を開始した手続きの不透明さは否めないであろう」と書かれているが、植物学教室では「植物園の利用許可願い」を提出している関係者に連絡した上で、伐採計画を履行しており手続きに問題は無い。何を根拠にこのような記事を書いたのか説明を求め、

京都大学理学研究科
植物学教室

▲植物学教室からの本紙記事に対する抗議文

協議」の要旨をよせた教官のひとりである湯本貴和教授（現在、総合地球環境学研究所所属・当時、京大生薬研センター助教授）も「中島氏が知らせてくれた。植物学教室による事前の公式な通告はなかった」と話す。湯本教授も毎年、利用願いを出して、実習等に植物園を使ってきた一人である。

「（研究に支障が出たという）具体的な苦情は寄せられていない」と抗議文にはあるが、六月十六日号では「研究に支障が出た疑いもある」という表現にとどめているように、現在、取材・調査中である。実際研究に支障が出た人に接触している。

また日本学術振興会の科学研究費補助金を受けて運営されている「BG Plants」というウェブサイトでは、施設に保存されている研究用植物のデータベースが公開されているが、ここに重要な学術的意味を持つとして掲載されている木が伐採されている。

公式見解にある「（伐採された木は）学術的に貴重かつ希少な植物といえるものではない」という主張も、受け取れがたい。

湯本教授は、樹木が失われることはもとより、伐採の影響で森林環境の大幅な変化が懸念されると話す。植物園の存在意義の一つには、過度の管理を避けてきた結果、低木、草本類、また昆虫などの小型動物が自然に近い状態で生育しているということがあげられる。大木の伐採によって、林床環境が変化しその意義が失われる恐れがある。植物の研究者のみならず、植物園に生息する昆虫などを対象とする研究者にとっても、問題であろう。

植物学教室による樹木伐採には、重大な手続き上の問題があると判断した。以上が質問に対する京都大学新聞社の見解である。